

平成18年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成18年 9月 6日 午前10:00

○散 会 午後 2:51

○出席議員（21名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭 二 郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵 佐 雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末 次 郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	18 番 村 井 政 克	19 番 大 谷 貞 廣
20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作

○欠席議員（1名）

4 番 成 田 進

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	助 役 鐙 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 大 越 宏
産 業 建 設 部 長 伊 藤 賢 志	市 民 生 活 部 長 菅 生 一 也
福 祉 保 健 部 長 門 間 鋼 悦	教 育 次 長 山 平 東
総 務 課 長 鈴 木 公 悦	総 合 政 策 課 長 鈴 木 司
財 政 課 長 澤 井 昭	税 務 課 長 伊 藤 正
産 業 課 長 山 口 義 光	建 設 課 長 鈴 木 利 美
都 市 整 備 課 長 鎌 田 洋 一	会 計 課 長 櫻 庭 新 悦
収 納 課 長 中 泉 作 右 衛 門	追 分 出 張 所 長 櫻 庭 久 俊
財 政 課 長 待 遇 三 浦 喜 博	下 水 道 課 長 藤 原 貞 雄
水 道 課 長 小 林 健 一	総 務 学 事 課 長 佐 藤 磐
市 民 課 長 兼 飯 田 川 庁 舎 総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 宮 田 隆 悦	社 会 福 祉 課 長 児 玉 俊 幸

農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成18年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成18年9月6日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長・各常任委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分の承認について  
（平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 6 議案第70号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第71号 潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第73号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第74号 市の区域内の字の区域変更及び字界設置について
- 日程第11 議案第75号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第76号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 議案第77号 平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第14 議案第78号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 15 議案第 79 号 平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 16 議案第 80 号 平成 18 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 17 認定第 1 号 平成 17 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 2 号 平成 17 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 3 号 平成 17 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 4 号 平成 17 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 5 号 平成 17 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 6 号 平成 17 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 7 号 平成 17 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 8 号 平成 17 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 9 号 平成 17 年度潟上市豊川町産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 10 号 平成 17 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 11 号 平成 17 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 12 号 平成 17 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 13 号 平成 17 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 14 号 平成 17 年度潟上市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 1 陳情第 1 4 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情

日程第 3 2 陳情第 1 5 号 豊川小学校改築の早期着工・竣工を求める陳情書



午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。なお、4番成田 進議員より欠席届けが提出されておりますことを報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番小林 悟議員および9番佐藤義久議員を指名致します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る9月4日議会運営委員会において審査の結果、本日6日から22日までの17日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から22日までの17日間と決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配布してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。澤井議会運営委員長。5番。

**【議会運営委員長の報告】**

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、8月30日に委員、正副議長、9月4日に委員、正副議長、当局からの説明員として助役、総務部長の出席のもとに開催しております。なお、両日とも成田委員は病気加療中のため欠席しております。

はじめに、議会運営全般について報告致します。

決算審査の方法についてですが、特別委員会を設置する市町村もありますが、特別委員会では委員しか踏み込んだ審査ができない可能性があること、特別委員会も最終的には常任委員会とほぼ同じ構成になることから、本議会では所管の委員会に付託し、分割審査することとします。

監査委員の報告について申し上げます。

本定例会の決算認定の議案は、監査委員の審査を受けて当局より提案されているものであり、監査委員の審査意見書は非常に重要なものであると判断されることから、代表監査委員より本会議に出席していただき、報告をいただくこととしました。代表監査委員に対する質疑は、当局の執行権に関する内容の質問となること、また、一般質問、委員会審査、委員長報告に対する質疑の機会もあることから行なわないものと致しますので、ご理解願いたいと思います。

議員の視察研修の報告について申し上げます。

議員研修については、その内容について議会・議員全体に報告し、あわせて市民にも広く研修内容を報告することが必要との考えから、各常任委員会の委員長から報告をしていただくこととしました。

以上が議会運営全般についての確認事項の報告であります。

次に、本9月定例会における事項について報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第7号は本会議にて、議案第70号・議案第71号・議案第72号は社会厚生常任委員会へ付託、議案第73号・議案第74号は産業建設常任委員会へ付託、議案第75号から80号については各所管の常任委員会へ付託、認定第1号から第14号についても各所管の常任委員会へ付託と致します。

なお、大綱質疑については、各常任委員会へ付託予定のものについては、所管の常任委員会の委員は委員会において十分に審議していただくものとし、本会議では質疑を行なわないことと致します。

陳情については、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、産業建設常任委員会で継続審査となっております陳情第5号・12号については、陳情者より追加文書が提出されております。

次に、一般質問について申し上げます。



一般質問については5名の通告者がありました。議会運営委員会で質問の順番について抽選を行なった結果、11日の1番めに7番佐藤恵佐雄議員、2番めに11番藤原典男議員、3番めに14番伊藤博議員、12日の1番めに20番西村武議員、2番めに17番中川光博議員と決定致しましたので宜しくお願い致します。

以上で議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

次に、各常任委員長からの行政視察報告を行います。

最初に、伊藤総務常任委員長。15番。

#### 【総務常任委員長の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

総務常任委員会の行政視察研修について報告致します。

研修年月日 平成18年7月24日・25日・26日の3日間

研修視察先 愛媛県内子町・東温市の1町1市

研修委員 藤原幸雄、千田正英、藤原典男、中川光博、堀井克見、伊藤栄悦の6名であります。

随行職員 議会事務局長 肥田野耕二

研修の内容について申し上げます。

初日の24日は内子町を視察致しました。キャッチフレーズは「キラリと光るエコロジータウン・内子」で、平成17年1月1日に旧内子町・旧五十崎町・旧小田町の3町が合併し、面積299.50k㎡と、本市に比べ約3倍の面積、人口2万782名、世帯数7,062の規模として誕生した町であります。

午後3時半から予定の「地域型経営行政」、いわゆる「行政改革」について研修しました。

行政改革大綱・集中改革プランは平成18年3月に策定しております。基本的には、地方分権の一環の流れの中、地域の行政は地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負うという行政システムを構築するもので、町は合併後の行政のあり方を見つめ直し、効率的・効果的な行政運営を目指しているとのことでした。

従来の「役所」から脱皮するため、行政評価制度の導入、事業や施設の統合再編、外部委託の推進を図り、あわせて住民との協働、いわゆる協働の、「働き」の方の「協働」であります。協働でまちづくりを進めるための職員の育成や経営感覚のある職員

を育成し、改革をスムーズに進めていかなければならないと述べておりました。

特に、行政改革のタイトルを「地域型経営行政」とした点については、改革が「絵に書いた餅に終わらない」ためにも町独自のものを改革に取り入れようという発想から、地域や町民から多くの知恵と協力を得、協働で行動計画をしていかなければならない、そのためにも「地域自治システムの確立」が重要であったので策定の中に具体的に盛り込んだとの説明がありました。

具体策として8項目の設定がありますが、その中の一つとして、地域住民の自治力の強化という項目では、自治会は行政と対等な住民自治組織であるという観点から、意識の醸成および役割分担の明確化や農村の景観保全を重視した集落営農の推進と自治会活動の連携などを重点に盛り込まれた内容となっております。

自治会との関係では、地域や町民から多くの知恵と協力をいただき協働で行動するために、行政と自治会の相互間に役割分担を明確化したものとなっております。

町の組織には「行政サービスセンター」と「自治センター」を設け、自治会、すなわち住民自治組織と常に綿密に連携し、地域を担うリーダーを育成しながらまちづくりを進めていこうとするものであります。

このように、役割分担の明確化は今後の改革が目に見える形であり、住民へスムーズにアクションを起こさせるものと感じてきました。

「官から民へ」という構造改革の流れの中で、行政評価制度の導入や外部委託の推進については、国や地方自治体が行ってきた事業をなるべく民間に任せようという動きが広がっております。指定管理者制度やPFIの導入などもその一つとして行政運営をするプロセスもありますが、国は今、官民競争入札制度という「市場化テスト」の導入も検討され、サービスを含む行政全般にまで拡大し、より多くの民間企業が参入し、行政の効率化を図っていこうという機運があります。

このように、改革の流れに乗り遅れることのないよう行政改革がスムーズに移行していかなければならないのではないかと不安と心配をし、同時に期待をしながら研修をした次第であります。

次に、翌25日、東温市において午前10時から行政視察研修を行っておりますので、その内容について申し上げます。

本市は、合併時の新市建設計画に「水清く人と緑が輝く豊かな夢想像都市」を将来像とした面積211.45k㎡、人口3万4,605人、これは平成17年10月1日現在のものであり

ますが、世帯数1万3,090、平成16年9月21日に旧重信町と旧川内町が合併し、「温泉が集まる」という意味から東温市として誕生、人口規模や予算規模は本市と類似した市であります。県都松山市に近いことから、愛媛県内では人口増加率がナンバー1の市でありました。

研修の内容は、「合併後の市の財政状況について」「合併時の新市建設計画と市の基本構想について」「法定協議会での本庁の位置に対する協議内容について」「旧庁舎の活用について」の4項目であります。

はじめに「合併後の市の財政状況」について申し上げます。

東温市の会計別予算の規模であります。平成18年度の当初予算は本市と似ておりまして、普通会計は111億5,000万円、特別会計は7会計で総額は109億8,443万7,000円、企業会計の水道は26億6,025万2,000円となっています。

予算説明の資料としては、議会が審議しやすいように普通会計のみ性質別ならびに投資的経費などの概要が議会に提出しておりました。

財政状況は、平成17年度決算から標準財政規模が75億2,421万9,000円、実質収支比率14.4%、財政力指数0.510、公債費比率13.1、起債制限比率9.5%、公債費負担比率13.8%、経常収支比率83.9%、うち人件費26.4%、職員数は365名であります。物件費14.9%、扶助費5.8%、補助費など5.8%、公債費17.0%でした。

徴収率は現年で98.7%、自主財源比率43.4%、義務的経費比率43.0%、基金残高・財政調整基金が19億5,256万2,000円、目的基金14億281万7,000円、地方債現在高144億9,715万3,000円となっております。財政力指数、経常収支比率、起債制限比率などは類似団体と比較し、よい数値となっていると説明されました。

しかし5か年の予測では、集中改革プランにより事務事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化などによりプラス要因はあるものの、少子高齢化により扶助費の増加、合併特例債事業の実施による公債費の大幅な増加、三位一体の改革による国庫支出金の減少などによるマイナス要因もあることから、平成19年度以降は赤字となり、5年後は約25億円の財源不足が見込まれ、市および議会は経営的な発想に基づき歳出の削減に取り組まなければならないと述べておりました。

次に、「合併時の新市建設計画と市の基本構想について」申し上げます。

新市建設計画では、将来像を「水清く人と緑が輝く豊かな夢想像都市」として豊かな自然と共生する人に優しい生活空間の創造を目指し、環境、健康福祉、文化教育などが

高度に充実した、暮らし豊かで大きな夢が実現する活力あるまちづくりを推進していくものとしております。

合併時の新市建設計画をベースに、市の基本構想は「あなたが創る東温未来プラン」とうたい、将来像を「いのち輝き緑あふれる東温市」としています。

市の基本構想を策定するまで、市民から満足度、不満度、重要度など行政の整備状況や施設、サービスなどへのアンケート、今後のまちづくりへの特色を出すため、中学生・一般市民からアンケートを取り策定作業に生かしてきた。その結果、新たなまちづくりの3つの原則を定めておりました。その1つは「環境と健康の重視」。2つめは「東温らしさの創造と発信」。3つめは「協働体制と自立力の強化」などにねらいを定め、これら将来像実現のために政策目標を掲げ、まちづくりの重点施策としてアクション1からアクション6までとし、将来人口3万7,000人を見込んだ総合計画としておりました。

次に、「旧庁舎の活用」については、2町合併で旧川内町の庁舎は昭和30年代前半のもので利用価値がゼロだったので合併後取り壊したとのことでありました。一方、旧重信町の庁舎は合併前の平成15年に完成していたので、法定協議会では異論なくこの庁舎を本庁とすることに決定したそうです。なお、旧川内町には支所を設置し、配置しておりました。

以上で総務常任委員会の行政視察研修の報告と致します。

なお、詳しい内容については議会事務局に資料がございますので、ご覧いただければありがたいと存じます。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、伊藤社会厚生委員長。14番。

**【社会厚生常任委員長の報告】**

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 社会厚生常任委員会の行政視察研修報告を致します。

1. 研修年月日 平成18年7月26日・27日・28日
2. 視察研修先 滋賀県栗東市、湖南市
3. 研修委員 伊藤 博、菅原久和、戸田俊樹、藤原幸作
4. 欠席委員 成田 進、佐藤幸孝
5. 随行職員 議会事務局議事調査班 鈴木 学
6. 研修内容

26日は「栗東市環境センター」を視察しました。

栗東市は滋賀県南部に位置し、人口6万1,953人、面積52.75k㎡、平成18年度一般会計当初予算は231億7,200万円、うち市税収入約150億円の地方交付税不交付団体で、基幹産業は第2次、3次産業が98.5%を占め、京阪神の通勤圏となっていることから大規模住宅整備が進み人口増加が続いております。

視察をしました「栗東市環境センター」は平成13年1月に着工、平成15年3月に稼働の最新施設で、事業主体は栗東市単独、焼却施設の処理能力は1日76トン。施設の特色は、「可燃ごみ」「粗大ごみ」「不燃ごみ」「資源ゴミ」など多種多様なごみを一括して安全かつ衛生的に処理するためリサイクルプラザを併設していることです。

基本テーマとして、「ごみは資源」の考え方から施設外壁等には分別収集されたビン類を利用したタイル建材を使用しているほか、ごみ焼却熱を冷暖房に利用したり、雨水を融雪用水等に利用する設備となっております。また、環境問題について学習するための研修室、学習室、展示ホール等も併設されておりました。

本市においても「クリーンセンター」の建て替えが喫緊の課題となっておりますが、「栗東市環境センター」を一例として広範囲にわたって十分な検討が必要という印象を強く受けました。

27日は、湖南省の「コミュニティバスの運営状況」、それと「リサイクルプラザの状況」を視察しました。

湖南省は滋賀県南東部に位置し、平成16年10月に旧甲西町・旧石部町の2町が合併して誕生した市で、人口5万6,463人、面積70.49k㎡、平成18年度一般会計当初予算は173億4,000万円、財政力指数は0.865、基幹産業は第2次、第3次産業が97.3%を占め、名神高速道のインターチェンジを活用した工業団地の立地が進み、さらに京阪神の通勤圏となっていることから大規模な住宅整備が進み人口増加が続いております。

コミュニティバスは旧甲西町・旧石部町の時代から運行しているもので、甲西駅、石部駅を基点として工業団地、住宅団地が市の東西南北に放射状に立地していることから通勤・通学の足として欠くことのできないものとなっており、赤字ではあるものの利用率は高く廃止等の検討はされておられません。いかに効率よく運行するかが課題ということで、バス利用については「湖南省コミュニティバス運行を考える市民会議」が設置され、区長、自治会長であります。関係団体等の代表者20人により運行のあり方について協議を行っている状況でした。

本市においてもマイタウンバスの運行経路の見直し、運行経費の問題等がありますが、

市民の意見を取り入れた十分な協議が必要と感じました。

リサイクルプラザは平成9年に旧甲西町が建設費21億円で設置したもので、ごみ処理、焼却のごみ処理施設と完全に分離した単独の施設であります。栗東市の施設と同様にスチール、アルミ、プラスチック類等を分別収集し圧縮・破砕等を行い、金属回収業者、資源工場へと最終処理を委託しておりました。

ごみ処理では、リサイクルプラザと焼却施設が一体となった施設がいいのか、経済性、処理効率の面から検討が必要であると考えさせられました。

以上で報告を終わります。

なお、詳しい資料は議会事務局に置いてありますので、ご覧いただければと思います。  
終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、児玉産業建設委員長。3番。

**【産業建設常任委員長の報告】**

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 産業建設常任委員会の行政視察研修について報告を致します。

一、研修年月日 平成18年7月24日・25日・26日の3日間でございます。

一、研修視察先 愛媛県内子町・東温市の1町1市でございます。

一、研修委員 澤井昭二郎、私、児玉春雄の2名でございます。

一、欠席委員 佐藤義久、赤平末次郎、佐藤昇

随行職員には、議会事務局長の肥田野さんをお願いをしております。

日程場所につきまして総務常任委員会の研修先と同じなので、市と町の紹介を省略させていただきます。

当委員会所管の研修内容について申し上げます。

24日午後2時より、予定の「内子町農村支援センターについて」を研修しました。

同センターは平成18年4月1日に設立され、当町は中山間地域という不利的条件に加え、過疎化、高齢化が進み、基幹産業である農林業の衰退に歯止めが利かず、このままでは町の存続すら危ういという状況から町に「内子町農村支援センター」を設立したとのことです。

それには、今後の農業のさまざまな課題や情勢に対応するもので、特に国の大幅な施策転換に対処するなど、これらの諸問題に的確に対処し、実行し、農家の起死回生を果たしていくためのその拠点として位置づけています。

センターの職員は、町職員4名、農協職員3名の計7名で構成され、「農業支援」「担い手育成」「営農指導」「特産物開発」「農地の利活用」の5係で編成、これに県の地方局農業指導班と連携し、協力体制をとっていました。この体制は、常に農業者、消費者など多様なニーズや情報の共有化、業務の迅速性を高めながら、今日の急激な農業変化に効率的な対応ができると述べていました。

なお、総務常任委員会の「地域型経営行政」の中でも述べていましたように、自治会との協議が重点事項として取り上げられ、「地域自治システム」の自治会活動の中に「農村の景観保全」「集落営農の推進」など農業経営者はもちろん消費者層を取り込んだもので、この自治会の会議にはセンターの職員が出向しているとのことでした。

これらの取り組みは、自治会を通して地域住民、農業者の利便性はもちろん、地域農業の振興に大きく貢献し、専門性を発揮しながらそれぞれの役割が補えるものではないかと研修を通して強く感じた次第であり、これからの農業行政のあり方を考えさせられた研修であったと思います。

翌日25日は、午後1時30分から東温市の「都市計画について」を研修しました。

愛媛県内では人口増加率の大きい市であり、県都松山市が隣接し、全体的には地の利もあることから居住環境を重視した用途区域を設定しています。また、今後の人口増加に対応しながら住居系市街地の形成を図り、都市的魅力を考え、工業、商業などの産業の立地に誘導を図っていくものと述べていました。

本市に比べ、行政区域面積は2万1,145ヘクタール、人口、平成16年4月現在で3万4,636人、潟上市は9,796ヘクタールの3万6,256人であります。うち都市計画区域の面積は2,380ヘクタール、潟上市は7,218ヘクタールの、人口密度は1ヘクタール当たり11.8人、潟上市は1ヘクタール当たり3.3人。うち市街化区域は352ヘクタール、潟上市は684ヘクタール。調整区域は2,027ヘクタール、潟上市は6,534ヘクタールと区域設定の概要となっていました。

市の三方は山間部、西は松山市からなる平野とつながり扇状地から形成されており、盆地としての市は戦略的な都市整備として、都市計画整備課題に対応して効果的・効率的な都市整備を進め、量的拡大ではなく質的向上に重点を置いた持続的な発展による「住み続けられるまちづくり」を目指していくことを基本方針としていました。キャッチフレーズは、「生活を楽しみ、生きいきと暮らす『誰もが快適・安心な魅力あるまち』」としていました。

本市とは地形の違いから都市計画の区域の面積が狭く、量的拡大を避け質的な向上に向け計画をしたものであります。

次に、商店会の活性化について申し上げます。

商工会の合併は平成18年4月1日で東温市商工会としてスタートし、従来からの基礎的な経営改善普及事業および地域総合振興事業にあわせて地域小規模事業者の経営革新、異分野進出に対して積極的に支援するために指導體制の強化を図り、商工会の財政基盤の確立に努め、市行政をはじめ関係機関と連携を図り、地域から支持される商工会として地域経済の活性化と地域小規模事業者へのより一層のサービス向上に努めてまいるのであると述べていました。

商工会の総会員数は731人で、市内商工業者は1,136人、うち小規模事業者は902人、組織率は約60%となっていました。

当市は近隣に松山市があるせいか、なかなか活性化となるとその手法が見出せないが、昔懐かしい商店会の祭りやイベントを掘り起こしながら活性化を図りたいと述べていました。

以上で産業建設常任委員会の行政視察研修の報告と致します。

○議長（藤原幸作） 最後に、佐藤文教常任委員長。7番。

【文教常任委員長の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） おはようございます。

文教常任委員会の行政視察研修報告を致します。

1. 研修年月日 平成18年7月26日・27日・28日の3日間
2. 視察研修先 滋賀県野洲市、湖南市の2市
3. 研修委員 佐藤恵佐雄、大谷貞廣、小林 悟、村井政克、西村 武
4. 随行職員 議会事務局議事調査班 鈴木 学
5. 研修の内容について。

26日は「財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団」を視察致しました。

野洲市は平成17年10月に野洲町・中主町が合併して誕生した市で、琵琶湖の南岸に位置し、人口5万46人（平成18年4月1日現在）、面積61.45k㎡、平成18年度一般会計当初予算は187億9,200万円、市には京セラ、村田製作所をはじめとする大規模の工場があり、第2次、第3次産業が大部分であります。

「財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団」は、旧2町の文化体育財団を母体として



合併時に新たに文化スポーツ振興財団として設立されたものです。平成18年度より指定管理者の指定を受け、文化ホール、総合体育館、B & G海洋センター、河川公園、公民館の管理運営を行なっていました。2町における事業団の設立経緯は、県の文化ホールの建設の補助制度を活用して文化ホールを建設した際に、その運営主体として事業団を設立したとのことで、滋賀県のほとんどの市町村には文化ホールと管理運営団体として事業団に類するものがあるとのことでした。

各施設では、文化ホールでは人気アーティストの公演やクラシックコンサート等、総合体育館ではエアロビスクール、太極拳教室等、温水プールでは水泳教室等、行政が管理運営してなかなか実施できないようなさまざまな事業の展開をしていました。

しかしながら、黒字収入となっているのは温水プールのみで、ほかはなかなか厳しい状況で、中でも文化ホールは難しいという説明でありました。

指定管理者の指定期間は2年間であり、今後は民間の業者が手を上げる可能性が大であり、民間の経営感覚をもって事業展開することが最大の課題であるとの理事長の話でありました。

本市も指定管理者制度を導入していますが、今後、公民館、総合体育館等のまだ導入していない各種施設の管理運営について、市での管理運営、事業団方式を参考とする、あるいは効率的観点からいくつかの施設を一括して指定する等いろいろな検討が必要と感じました。

27日は湖南省市を視察。

内容は「少年センターの概要」と「文化ホールの概要」についてであります。

「少年センター」は合併前に旧町が属していた甲賀郡に県が設置したセンターを母体として、合併時に新たに市として単独で設置したもので、目的は「青少年が次世代社会の発展に貢献できる人として、夢や希望を持ち、心身ともにすこやかにたくましく成長するためには支援や援助が必要。青少年の健全な育成を推進する活動を行なうこと」で、活動内容は大きく4つからなっています。1つは「街頭巡回活動」で、非行を未然に防ぐための声かけ運動等。2つめは「相談活動」で、本人・保護者・関係者からの悩み事相談等。3つめは「環境浄化活動」で、有害図書・ビデオ等の適切な販売要請等。4つめは「無職少年支援活動」で、就職についての相談、体験学習・活動の手助け等を行なっており、センターが中心となって、警察、補導員、関係機関と連携をとりながら定期的に運営会議等も行なっています。

また、少年センターは「あすくる湖南」という名称で、非行少年等立ち直り支援センターとしての活動も行なっています。体制は人件費は県費補助で、支援コーディネーター、カウンセラー、教員、指導員が5つのプログラム（生活改善、自分探し支援、就学支援、家庭支援）に沿って支援を行なっています。

湖南省では「少年センター」の設置が必要に迫られた背景は、京阪神の大都市に近く青少年の行動も大都市に似ていることがあると思いますが、「少年センター」「あすくる湖南」の活動内容については、今後の本市の青少年に対する行政、地域の取り組みとして大いに参考となったものでした。

「文化ホールの概要」について。

湖南省も野州市と同様に県の補助を受けて建設した文化ホールが2か所、旧甲西町、石部町地区にあり、管理運営も「財団法人湖南省文化体育振興事業団」が指定管理者となって行なっています。

実際にそのうちの甲西文化ホールを見学しながら、施設の概要等の説明を受けました。平成7年の建設で、建設費は約8億円、規模は600席ほどの固定席となっていました。利用状況についてですが、滋賀県では各市町村に文化ホールがあること、さらには湖南省にはもう1か所文化ホールがあることから、利用は市、市内の各種団体の大規模な行事が主なものであるとのことでした。

本市も文化ホール的な施設の建設課題がありますが、建設費の面など広範囲から勉強する必要があると感じました。

以上でご報告を終わります。

○議長（藤原幸作） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 議員の皆様、傍聴者の皆さん、改めておはようございます。

まず今日8時27分、秋篠宮紀子様がお子様を出産致しましたことに対し、心からお慶びを申し上げますとともに、母子ともにご健康であられることをお祈り申し上げます。また、昨日の全国都市対抗野球大会においてTDKが見事優勝致しました。本市においても羽城TDKがありますので、大変うれしく思います。

さて、本日ここに平成18年第3回定例会を開会致しましたところ、議員各位にはご多

忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、6月定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市自治会長連絡協議会連合会について申し上げます。

7月28日、天王地区、昭和地区、飯田川地区の各地区自治会長連絡協議会をもって組織する潟上市自治会長連絡協議会連合会が設立されました。

本会は、各地区協議会の連携と親睦を深め、住民主体の地域づくりの実現を目的とし、情報交換や総合調整等に関する活動を進めることとしております。本会が軸となり、地域コミュニティの充実した協働のまちづくりが進められるよう期待するものであります。

次に、超高速通信網(Bフレッツ)の整備推進について申し上げます。

7月31日、光ケーブルにおける超高速通信サービスの早期実現を図るため、天王および昭和・飯田川の両商工会と市が発起人となり、潟上市超高速通信網整備推進協議会を設立致しました。

同協議会の主な活動内容は、市民に対するBフレッツサービスの早期実現のための啓発、署名活動などありますが、本市の企業誘致活動にあたっても有益であることから、NTTへの要望書兼仮申込書の署名については、天王878局、昭和・飯田川877局それぞれに500件ずつ、合わせて1,000件を目標にしているものです。

本協議会の設立に賛同する個人および市内企業や団体等に広く呼びかけております。一層の署名活動を展開し、目標件数に達し次第、NTT秋田支店に対して要望書兼仮申込書を提出することとしております。関係各位、市民の皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

次に、巡回バス(マイタウンバス)の運行について申し上げます。

合併後の3地域を結ぶ巡回バスについては、マイタウンバスの路線延長を含めその運行方法について県建設交通政策課および東北運輸局秋田運輸支局と協議をしまいましたが、道路運送法第4条および同21条で許可されている生活バス路線とマイタウンバス路線との競合は道路運送法において同一地域内での運行はできないとのことでありま。このため、昭和・飯田川地域において生活バス路線との競合を避けられる経路について種々検討致しましたが結果的に該当する経路がなく、3地域を結ぶマイタウンバスの運行はできないということをご理解いただきたいと存じます。

次に、災害時における応急対策に関する応援協力協定の調印について申し上げます。

このことについて、既に新聞報道等でご承知のことと存じますが、去る8月18日に潟上市建設産業協会との災害時における応急対策に関する応援協力協定の調印式を昭和庁舎において行っております。

この協定は、潟上市地域防災計画に基づき、潟上市内において災害が発生し、または発生する恐れがある場合には潟上市が行う災害応急対策に建設産業協会が物的・人的な応援協力をするを旨とし、条文10条で構成されております。また、協定内容がスムーズに行われるよう定期的に情報交換をしまいたいと考えております。

次に、福祉関係について申し上げます。

6月1日から実施しました早朝総合検診は7月13日で全地区を終了しております。受診状況については、基本健診が約4,600人、また今年度から新たに加わりました65歳以上を対象にした「介護予防のための生活機能に関する評価」については、約1,900の方が受診しております。受診されました方々には自分の検診結果を認識され、自らの健康管理に努めていただきたいと思います。また、未受診の方々については、検診の重要性を啓蒙してまいりたいと存じます。

次に、敬老式について申し上げます。

昨年、天王、昭和、飯田川3地区で分散して開催しました市敬老式を統合し、天王総合体育館で9月21日に開催致します。議員各位のご臨席を賜りたいと存じます。

次に、高齢者医療制度について申し上げます。

医療制度改革の大きな柱の一つとして、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とした医療保険制度が平成20年4月から創設されます。その運営は県内すべての市町村が加入する広域連合により行うことになっており、8月28日に後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設立されました。設立準備委員会は全県市町村から7名の職員と県・国保連の職員で構成されており、当市からも職員1名を派遣しております。なお、この設立準備委員会の関係予算を本定例会に計上しております。

次に、農業関係について申し上げます。

稲作の状況については、7月中旬から下旬にかけて気温がほぼ平年並みから低めに推移し、また日照不足などから生育が心配されましたが、7月25日現在の県の稲作情報によると、「あきたこまち」の生育は平年に比べて草丈がほぼ平年並みで、茎数はやや多く葉色は平年並みと、全体的に持ち直しております。出穂期は平年並みながら若干遅れ気味で、ほ場によりばらつき傾向にあったものの、8月の好天により登熟は順調に推移

しているものと判断されます。

大豆集団転作の状況については、団地数35団地、面積563ヘクタールで実施されております。これまでの大雨による浸冠水で、一部生育不足や葉色の低下など湿害が見られましたが、その後の好天によりおおむね順調に推移しています。現在、各地域で話し合いが持たれている平成19年度対策における、いわゆる「大豆対策」においては、過去の生産実績がベースとなる方向性が示されていることから、出荷を終えるまで管理を徹底するよう関係機関と協力し指導してまいりたいと存じます。

果樹については、おおむね順調に推移しておりますが、昨年と一昨年の潮風害により玉伸びは平年より緩慢になっております。病害虫については、黒星病がやや発生しているものの収量的には平年の80%が見込まれております。今後は、秋の収穫に向けて防除の徹底等により結実の促進に努めて参ります。

また、花きの輪菊については、お盆出荷も終了し、今後の彼岸出荷に向けて順調に推移しています。しかし、8月中の高温によりハダニの発生が多いことから徹底した防除を指導しております。

病害虫防除については、秋田県病害虫防除所の予察情報によりますと、全県的にいもち病とカメムシ類の発生量は平年並みと予想されております。本市においては、例年被害が確認されている昭和・飯田川地域の事前のすくい取り調査においてカメムシ類の個体数が確認されており、有人および無人ヘリによる一斉防除後においても個人防除が適宜必要となっております。なお、カメムシ類の防除にあたっては、昨年、天王地域で効果を上げている薬剤と同様の成分を有する防除剤を全市にわたって使用し、防除効果の向上を期しております。一方、天王地域における防除については、いもち防除が育苗期などにおいて徹底されていることから、県農業試験場と協議し、有人・無人ヘリによるいもち防除は行わずカメムシ類の防除に絞って実施しております。なお、局地的に葉いもち病の感染が広がる恐れがある場合は、無人ヘリによる粒剤の散布で対応しております。いずれもすべての作物に残留農薬基準値が設定されたことに対応する措置として実施しております。

次に、平成19年度から導入される「品目横断的経営安定対策」は、新たな「食料・農業・農村基本計画」における望ましい農業構造の確立に向けた担い手の確保を図る施策が大きな柱となっているものです。現在、担い手たる認定農業者や集落営農の組織化のため集落や集落を超えた地域の話し合いが進められておりますが、これを支援するため

県では「秋田県担い手育成総合支援協議会」を発足させ、今後、地域協議会とともに効率的かつ安定的な農業経営とこれを目指して経営改善に取り組む農業経営者の育成・確保を図ることとしております。

市と致しましても、市、農業委員会、農協、土地改良区などで構成する「潟上市担い手育成総合支援協議会」を立ち上げ、担い手の育成・確保に努めて参りたいと存じます。この協議会の関係予算を本定例会に計上致しております。

次に、7月2日から3日にかけての豪雨による農地・農業施設等の被害対策について申し上げます。

秋田中央・能代山本地区に断続的に降り続いた大雨は、市内全域はもとより、特に昭和豊川地域の沢部を中心に山腹の崩落など被害をもたらしております。その復旧関係予算を本定例会に計上致しております。

次に、種苗交換会について申し上げます。

開催まで2か月足らずとなり、各農業関係団体の開催日程をはじめ、主要行事である農産物等の展示とともに、農業の一大イベントを彩る農業機械化ショーや出店による小間の配分など協賛スケジュールに基づき着実に作業を進めております。今後は、開催の雰囲気盛り上げるための宣伝渉外活動を推進するほか、会場等の施設整備、警備・誘導人員等の適正な配置などを図り、開会に備えてまいりたいと存じます。

次に、商工観光関係について申し上げます。

第24回「飯田川鷺舞まつり」は8月5日・6日の両日、飯田川庁舎前広場を会場に開催されました。当日は、長く続いた梅雨空がみごとに晴れ上がり、盛り上がりをもて祭りととなりました。また、今年で40回の節目を迎えた「八郎まつり」は、メイン会場をこれまでの大久保駅前広場から昭和庁舎前広場に移し、8月16日に開催されました。この夏最高を記録した暑さの中で、市内を練り歩く龍体の運行とともに、大久保小学校児童による「よさこい踊り」の披露など熱気につつまれ、これまで以上に観客と一体となった祭りが繰り広げられました。

また、潟上三大まつりの有終を飾る「天王グリーンランドまつり」は8月26日・27日の両日、鞍掛沼公園で開催され約6万人が来場しました。優美で幻想的な花火がまつりを締めくくり、感動の中に盛会裡に終了しました。今回ご協力いただいた企業242社の協賛金は458万円にのぼり、改めてご協賛、ご協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。地域住民の手作りによる「鷺舞まつり・八郎まつり」ととも

に、「グリーンランドまつり」を潟上市の一大イベントとして位置付け、実施してまいりたいと存じます。

次に、昭和工業団地への企業誘致活動の促進について申し上げます。

「秋田秋印運輸株式会社」が建設中の昭和低温倉庫新築工事は、8月いっぱいをもって完成しております。今月21日には竣工式が挙行され、この秋に収穫された新米の貯蔵が可能となります。

また、新たな企業の誘致にあたっては、去る8月3日に県の主催による「県ならびに工業団地を有する県内市町村と首都圏企業との懇談会」が東京で開催され、誘致に向けて企業者と懇談してまいりました。景気は上向き傾向とは申せ、原油の高騰など不安定要素を抱え楽観できない状況にありますが、昭和工業団地は、このたび種苗交換会の協賛会場ということもあり、この機会を捉え、立地条件の良さをアピールして企業の誘致に結び付けてまいりたいと存じます。

次に、金融関係について申し上げます。

昨年来、経済産業省中小企業庁において信用補完制度の全面的な見直しが進められており、その一つとして連帯保証人の条件緩和が挙げられています。市町村における中小企業振興融資制度においても、市内中小企業者のニーズにこたえられるよう関係条例の改正案を本定例会に上程しております。

次に、教育関係について申し上げます。

潟上市として2回目となる中学生ホームステイ体験学習について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月26日から8月3日までの9日間、市内3校より生徒12名が参加して実施致しております。訪問先ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地学校での交流を通じ国際理解など人材育成が図られたものと思っております。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告申し上げます。

7月に行われた第26回全日本学童軟式野球秋田県大会で天王ヴィクトリーズが初優勝に輝き、8月、水戸市で行われた全国大会に出場し、その力をいかに発揮しております。また、豊川小学校野球クラブは30年ぶりの全県大会出場を果たすなど、各種大会において本市の児童生徒の活躍に際立ったものがありました。今後もますますのご健闘、ご活躍を期待するものであります。

次に、国体関連について申し上げます。

国体のリハーサル大会として先般8月20日に開催されました第45回全国教職員相撲選手権大会には、全国から20チームが参加され、日頃鍛錬された技と力のぶつかり合いに市民の熱い視線が注がれました。大会運営にあたっては、多くの団体やボランティア、中学生からも多数協力員として携わっていただき、また小学生からはプランターで立派な花を育てていただき、会場内外に設置するなど、真心あふれるもてなしができました。皆様のご協力に改めて感謝申し上げる次第であります。この大会での反省事項については十分検証し、来年開催の秋田わか杉国体では万全の体制で臨みたいと存じます。

また、民泊計画については、現在拠点施設ごとに説明会を開催し、ご理解方々ご協力をお願いしているところであります。議員の皆様からも特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

潟上市は、県内初の男女共同参画宣言都市として、今後市民と行政が一体となってその実現に向け気運の醸成に努めて参ります。なお、潟上市男女共同参画宣言都市記念式典およびフォーラムを秋田県種苗交換会期間中（平成18年11月5日）に内閣府と共催で開催致します。当日は、内閣府男女共同参画局長板東久美子氏（元秋田県副知事）が基調講演を行うこととなっており、宣言都市として全国にアピールしてまいりたいと存じます。その関係予算を本定例会に計上致しております。

次に、宗教法人大山ねずの命神示教会が潟上市大崎地域に計画している教会施設建設の件について申し上げます。

この本件については、旧天王町議会において「大崎地区の環境に関わる調査特別委員会」が設置され、同委員会報告書の中で「開発許可の際には、町と教会と大崎部落会の連名で覚書を締結し、遵守しないときは教会に対し、町と部落会が改善命令を出していくなどの体制を整えておくことなどが住民不安を取り除く方法であると判断しました。結果、教会建設に対し、大崎地区のアンケートから過半数を超える部落の方々が反対していることは事実であり、地域住民とはまだ乖離があると思われることを考慮すれば、教会が地元の住民、周辺集落と協調を図り住民の不安を払拭するべく徹底した取り組みを行うよう全会一致で強く望むものであります(一部抜粋)」としております。市では、これまで大崎部落会に対し、行政指導の一環として「建設の有無について部落総会での意思決定」、もしくは「アンケートの実施」を要望しておりましたが、平成18年7月29日付で、大崎部落会から2回目のアンケート結果として、「反対しない」30.9%、「役



員会に一任(反対しないとするを決定済み)」29%で合わせて59.9%、「反対」39.6%、「白票」0.5%という報告書が提出されております。

本件にかかわる市長の権限としては、教会施設に集落排水の接続を許可するか否かということではありますが、この結果から、市職員の立会いのもと大崎部落会と宗教法人との覚書の締結を行うこととしております。

最後になりますが、自治体の財政健全度を示す指標として国が本年度から新たに導入した実質公債費比率の速報値が、このたび県から公表されており、8月26日付の秋田魁新報に掲載されております。これは、その自治体のより実質的な公債費負担をあらわす指標として、従来の公債費比率、起債制限比率に加え、水道事業会計や下水道事業特別会計などの公営企業会計の公債費や一部事務組合の公債費分、それに土地開発公社などに対する債務負担行為分も対象にするものとなっております。公表されました潟上市の比率は19.6%で、これは平成15年度から平成17年度までの3年間の平均値であり、これを年度別に見ると平成15年度が21.0%、平成16年度が19.6%、平成17年度が18.3%となっており、年々減少傾向にあります。今後の見通しと致しましても、税収や地方交付税の動向など先行き不透明な部分もありますが、徐々に減少する見込みとなっております。

本定例会には、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算専決処分の報告、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例(案)、潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例(案)、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例(案)、市の区域内の字の区域変更及び字界設置について、平成18年度潟上市一般会計、国民健康保険事業特別会計、有線放送事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計および水道事業会計の補正予算案ならびに平成17年度各会計決算の認定を上程しております。

なお、平成18年度の各会計補正予算案については、担当部長から予算大綱で説明させます。また、平成17年度各会計決算については、主要成果でご説明致します。

以上、行政報告ならびに本定例会に上程しております議案でありますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げまして、行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第 5、承認第 7 号 専決処分の承認について（平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））】

○議長（藤原幸作） 日程第 5、承認第 7 号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第 5 号について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） それでは、承認第 7 号、専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成 18 年 9 月 6 日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いします。

専決処分書

平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分するものであります。

平成 18 年 7 月 18 日 潟上市長 石川光男

このたびの下水道高資本費対策借換債の申請にあたり、借り入れ充当額の確定通知が 7 月 10 日付であり、申請期日の 7 月 20 日までに予算措置が必要なため、7 月 18 日で専決したものであります。

内容につきましては、別冊の平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（第 1 号）でご説明致します。皆様のお手元に配布してあるものと思いますので、第 1 号の方でございます。よろしいでしょうか。

平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 18 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,536万8,000円とするものであります。

2つめ、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成18年7月18日専決 潟上市長 石川光男

次に3ページをお願い致します。第2表、地方債の補正についてであります。

このたび新たに計上するもので起債の目的が高資本費対策借換費、補正後の限度額が5,940万円で、起債の方法、利率、償還の方法については別表の記載のとおりでございます。

なお、本市の要望額1億1,000万円でございますけれども、確定充当額が5,940万円、申請額の54%でございます。ちなみに昨年度17年度は4,780万円で、申請額の31%でございます。

次に5ページ、歳入についてお願い致します。5ページをお願いします。

2、歳入、8款下水道債1項下水道債1目下水道整備事業債5,000万円の額が4億8,870万円、補正額が5,940万円、合計5億4,810万円、高資本費対策借換債ということで5,940万円。これは下水道事業債の過年度、これまで事業をやってまいりまして借入れた額の高利率で借り入れたものを低利率なものに借換えを行い償還し、償還利率負担軽減を図る制度でございます。要件としては、借受先が公営企業金融公庫であり、利率が6%以上のものを対象になっております。今回、本市で対象になっているのが6.15%から7.2%、予定は2.1%で借換えということでございます。

次に、歳出であります。2款公債費1項公債費1目元金、補正前の額が5億6,631万1,000円、補正額が5,940万円、合計が6億2,571万1,000円。補正額の財源内訳ですが、地方債の5,940万円。それから23節償還利子および割引料でございます。内訳としてですが、昭和59年度債繰上償還がこれが1件の440万円、それから昭和60年度債繰上償還、これ3件で1,280万円、平成元年度債繰上償還が2件で480万円、平成2年度債繰上償還6件でございます、3,740万円。企業債の充当額は1億1,000万円、先ほど述べまして15件分ございましたが、このたび12件が確定になったと。あとは、残りはまず3件で5,060万円ほど高利率のものが残っております。

参考としまして、今回2.1%に借換えした場合、軽減額は1,708万円ほどと見込んでおります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより承認第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） ただいまの説明がありましたけれども、この15件申請を致しまして12件が認められて5,490万円の償還をするということですが、この12件のうちの地区別といますか、天王、昭和、飯田川の地区別の金額か件数をちょっと教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） お答えします。

12件の内訳として、天王地区、旧天王地区が4件、昭和地区が2件、飯田川地区が6件でございます。先ほど残り3件でございますけれども、この内訳が天王2件、昭和1件となっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第7号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

**【日程第6、議案第70号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】**

○議長（藤原幸作） 日程第6、議案第70号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第70号について当局より提案理由の説明を求めます。門間福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは、3ページを見てください。

議案第70号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市飯田川保健福祉センターの設置条例（平成17年潟上市条例第112号）の一部を次のように改正するものとする。

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、施設の管理に関する業務について、市が直営の管理とするため、条例の関係部分を改正するものであります。

なお、潟上市飯田川保健福祉センターの管理につきましては、同設置条例第4条で、市長はセンターの管理運営に関する業務の一部を社会福祉法人潟上市社会福祉協議会に委託して行うものと指定されておりますが、平成15年9月に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されましたが、同施設の設置の目的は市民の健康保持および増進を図ることであり、これらを効率的かつ効果的に達成するためには、市が管理する方がより市民の要望に対応できると判断し、潟上市飯田川保健福祉センターの設置条例の一部を改正するものであります。

次に4ページをお開きください。

潟上市飯田川保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（案）でございますけれども、参考資料の2ページの新旧対照表とあわせてご覧になってもらいたいと思っております。

潟上市飯田川保健福祉センター設置条例（平成17年潟上市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とするという、正しく新旧対照表のとおりでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行するということになっております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第70号について大綱質疑を行います。質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第70号については、社会厚生委員会に付託します。

【日程第7、議案第71号 潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第71号、潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第71号について当局より提案理由の説明を求めます。門間福祉保健部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） それでは5ページを開いてください。

議案第71号、潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）について

潟上市昭和介護予防センター設置条例（平成17年潟上市条例第123号）の一部を次のように改正するものとする。

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由、施設の管理に関する業務について、市が直営の管理とするため、条例の関係部分を改正するものであります。

なお、潟上市昭和介護予防センターの管理につきましては、当設置条例第9条で社会福祉法人潟上市社会福祉協議会に委託すると規定されておりますが、平成15年の9月に地方自治法が改正施行されまして、これまで市が出資した法人または公共団体等に限定されていた公の施設の管理委託の対象範囲を民間事業者まで拡大して指定管理者を指定し、管理を代行させることとした指定管理者制度が導入されましたが、当施設につきましては設置の目的と効果的に達成するためには市が管理する方がより住民の要望に効果的、効率的に対応できると判断し、条例の関係部分を改正するものであります。

引き続きまして6ページを開いてください。

潟上市昭和介護予防センター設置条例の一部を改正する条例（案）です。それから先ほど申しましたように新旧対照表の4ページを開いてください。

潟上市昭和介護予防センター設置条例（平成17年潟上市条例第123号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表のとおり、第9条を削り、第10条を9条とする。

附則、この条例は、公布の日から施行するという内容であります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第71号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第71号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第72号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第8、議案第72号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第72号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長(菅生一也) おはようございます。

それでは議案第72号についてご説明申し上げます。7ページをお願い致します。

本案は、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についてでございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴い、給付の適正化を図るため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)でございます。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

参考資料の6ページを参照願いたいと思います。

第3条第1項中の出産育児一時金「30万円」を「35万円」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成18年10月1日から施行する。

2、改正後の条例第3条第1項の規定につきましては、平成18年10月1日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

○議長(藤原幸作) これで説明を終わります。

これより議案第72号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第72号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第73号 潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第73号、潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第73号について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 議案第73号、本案は先ほど市長の行政報告に大綱を説明しております。

潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）について  
潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（平成17年潟上市条例第160号）の一部を次のように改正するものです。

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、連帯保証人の要件を緩和することにより、市内の中小企業者の資金調達を容易にするために条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市中小企業振興融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例（案）ですけれども、新旧表は参考資料にも掲載してございます。

このたびの条例の改正につきましては、昨年、経済産業省、中小企業庁において信用補完制度の全面的な見直しが進められたことに端を発し、その1つとして本年4月より連帯保証人の徴求基準が全国一斉に改正されたことに伴い市の条例を改正するものでございます。

第8条の第2項を次のように改めるものでございます。

2の連帯保証人は原則として、法人の場合は代表者のみとし、個人事業者については不要とする。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

市町村制度の融資を含めて信用補完制度は保証人徴求等に応じられない中小企業者の信用力を補完するために設けられておりますが、これまで中小企業者が倒産した場合、事業とは本来関連しない保証人まで被弁先が及ぶということで過大な負担を強いる結果



となることから、従来必要とされていた連帯保証人について原則として法人の場合は代表者のみ、個人事業者については不要とするものでございます。市内企業者の本融資制度の利用促進につながる条例改正でございますので、宜しくお願い致します。

先ほど申しあげましたように条文の新旧対照表は参考資料に掲載してございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第73号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第73号について、産業建設常任委員会に付託します。

**【日程第10、議案第74号 市の区域内の字の区域変更及び字界設置について】**

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第74号、市の区域内の字の区域変更及び字界設置についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第74号について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 議案第74号、市の区域内の字の区域変更及び字界設置についてでございます。

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく県営ほ場整備事業の結果、別紙字の区域の変更・設置調書のとおり字の境界変更を要するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、土地改良法に基づく県営ほ場整備事業飯塚地区の土地改良事業が施行されたことに伴い、従来の地形が変更され字界が不明確となったので、字の区域および字界の設置を整理後の区画に合わせて変更するものでございます。

この事業の内容について若干ご説明申し上げます。

事業名につきましては、担い手育成型の飯塚地区県営ほ場整備事業でございます。地区面積が126ヘクタールございまして、平成10年4月に事業計画の決定がなされまして同年5月にメイン工事を開始、平成15年6月にはメイン工事が完了しております。その後、完成道路および道路工事ならびに湧き水処理工事等を実施しておりまして、今年度には完成致すことになっております。

字界字名変更の経緯につきましては、これまで平成17年度換地業務としての換地計画書の作成に伴い、地区の換地評価委員会で字界および字名について検討した結果、大区画による整備に伴い新たな区割とする内容でございます。

なお、当該地区の筆数でございますが、変更前は1,663筆ございましたが、換地処分後433筆となっております。

大字・小字につきましては、現在の大字「飯田川飯塚」はそのままとして、関係する一帯の小字名の名称については当該地区の中心にございます飯塚浜集落の「浜」という名称を用いまして、字界ごとに「浜北」「浜中」「浜南」と名づけるものでございます。

また現在の大字「飯田川和田妹川」に関係する一帯の小字名を、これまで「観音尻」「宇治郎右エ門堰」、それから「中鍔」「諏訪ノ前」でございましたけれども、ここを「平成」とするものでございます。

以上でございます。

参考資料、図面など提出してありますので参考にしてください。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第74号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第74号については、産業建設常任委員会に付託します。

昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第11、議案第75号 平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第75号について当局より大綱説明を求めます。鑑 助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第75号についてご説明致します。

議案書の19ページでございますが、議案第75号、平成18年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に配布されております平成18年度潟上市一般会計補正予算書（案）の（第2号）の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,376万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8,199万5,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正となります。

はじめに歳入予算について主なものをご説明申し上げます。補正予算書の8ページお開き願いたいと思います。

9款1項1目地方交付税につきましては、このたび686万円の増額であります。これは普通交付税でありまして、今年度決定額52億2,226万4,000円のうち今回の補正財源として計上するものでございます。なお、補正後の普通交付税の留保額は1億8,891万7,000円でありまして、今後の補正で計上する予定であります。

次に、13款2項2目民生費国庫補助金は249万9,000円の増額であります。主なものは地域生活支援事業費補助金169万9,000円でございます。

続きまして9ページをお開き願いたいと思います。

18款繰越金は9,285万8,000円の計上ではありますが、今回の補正財源として計上するものでありまして、これにより平成17年度決算剰余金4億117万円の全額を計上したことになります。

続きまして20款市債は950万円の増額であります。この内容と致しましては、4目減税補てん債が170万円の減額、5目臨時財政対策債が640万円の増額、7目教育債が追分小学校体育館増改修事業債で480万円の増額となっております。なお、3目土木債につきましては、元木山公園東線改良事業分の臨時地方道整備事業債をより条件の有利な合併特例事業債として申請したことにより振り替え計上するものでありますので、宜しくお開き願いたいと思います。

なお、補正予算書の5ページに第2表地方債として計上しておりますので、あわせて

その分についてのご審議を宜しくお願い申し上げたいと存じます。

次に歳出予算について主なものをご説明申し上げます。12ページお開き願いたいと思います。

3款1項2目障害者福祉費は762万4,000円の増額であります。これは主に障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉計画策定や地域生活支援事業、それに過年度分精算による返還金等にかかわるものでございます。

続きまして13ページをお願い申し上げます。

3款2項5目保育園費は449万5,000円の増額であります。これは主に園児数の増加に伴い臨時保育士賃金の増によるものでございます。

続きまして14ページをお願いします。

4款1項9目水道事業費は367万5,000円の増額であります。これは平成17年度合併市町村補助金事業における水道事業基本構想策定に係る水道事業会計への繰出金であります。

続きまして15ページお開き願いたいと思います。

8款2項1目道路維持費は1億827万2,000円の増額であります。この内容と致しましては大清水下谷地線詳細設計委託料および除雪関連経費であります。このうち除雪経費に関しましては、昨年度の豪雪で得た教訓をもとに除排雪経費の節減抑制、さらには冬季交通の確保や住民のニーズに対して迅速にかつ実効性のある対応を図るため、除雪専用のロータリー除雪機の台数増が不可欠と考え、潟上市建設産業協会との災害時における応急対策に対する応援協力協定を踏まえて、潟上市建設産業協会に対し、購入費用の3分の1を補助することとし、関係予算を19節に計上するものであります。

続きまして8款4項4目公共下水道費は4,556万円の減額であります。これは主に下水道事業特別会計において公共下水道事業債特別措置分や資本費平準化債などを計上したことによるものであります。

続きまして16ページでございます。

8款5項2目住宅管理費は913万7,000円の増額であります。これは主に住宅補修工事8戸分にかかわるものでございます。

9款1項1目消防費は347万円の増額であります。これは主に防火水槽改修工事2か所分に係るものでございます。

続きまして17ページお願い申し上げます。

10款2項1目小学校費の学校管理費は403万8,000円の増額であります。これは各小学校における修繕料および追分小学校体育館増改築に伴うステージ幕購入にかかわるものでございます。

続きまして10款3項1目中学校費の学校管理費は224万6,000円の増額であります。これは各中学校における修繕料でございます。

続きまして18ページお願い申し上げます。

11款1項1目災害復旧費は321万6,000円の増額でございますが、これは7月2日・3日の豪雨に伴う復旧工事費3か所分でございます。

続きまして19ページをお願いします。

19ページの12款1項公債費は134万2,000円の減額であります。これは平成17年度借り入れ分の確定に伴う補正であります。なお、元金につきましては秋田県振興資金借り入れ分について、据え置き期間がない借り入れ条件となったことから、初年度元金払い分を増額補正するものでありますので宜しくお願い申し上げます。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第75号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 予算書の15ページですね、この8款土木費19節負担金補助および交付金の中で除雪機の購入補助金ですけれども、これはこれでいいとしても、産業建設協会という団体の事業内容等についてひとつ説明を求めます。

○議長（藤原幸作） 伊藤部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） お答えします。

建設産業協会、会員72名、おるそうでございます。今回の18豪雪というところにかかわった業者が49社ございます。その会員に今回の除雪のことを踏まえましたところ、除雪専用機械を持っている業者さんが1人もいないということでございました。今回建設産業協会とは災害応急応援の協定を結んだ結果、例えば今回の豪雪に限ったときに出動依頼しても専用機械がないということで、今回我々想定したのはまず中型クラス、1.3から1.5が3台、それから1.5から1.8インチのものが2台と5台ぐらいまず予算をお願いしたわけでございます。今現在、潟上市が所有しているロータリー車、あれが1.3でございます。一番うちの方の、本市としては一番小回りの効く、生活道路、それから歩道用まで対応できるということです。ただ、幹線道路に関してはやはり1.5から1.8クラ

スじゃないとなかなか、道路事情も大変よくなりまして、例えば広域農道、それからふるさと農道等なんかはやはり1.5から1.8クラスであると。ただ、これを市が5台所有することによって、やはり人件費なり、それから費用対効果が見込まれないということ。いろんな社会情勢というか、今官民一体となって災害時の協力という観点からすれば、民間活力の導入ということも考えてはいいんじゃないかと。ただ、まだ我々としては建設産業協会と細かい詰めはしておりませんが、予算措置された段階でやはり建設産業協会に加入している業者さんなり、それらでこれから対応していきたいという考えでございます。ただ、今回の豪雪を踏まえてやはり除雪専用機械があるとなしでは、もうこのたび6億1,000万ほどの除雪、委託料かかりましたけれども、今5台配備してうちの方で1台と6台装備することによって、大変除雪の委託料が軽減できるんじゃないかというふうに考えたわけでございます。

なぜそういうふうにロータリー車が必要かということでは、特に皆さんご存じのように排雪の場合、例えばバックホー1台用意するわけです。それからローダーを1台用意するわけです。それからダンプだわけです。そうするとこの機械のもう3台の建設機械を装備し、それから3人のオペレーターをつけ誘導員をつけると、ばく大な経費が今回かかったわけです。それを踏まえて今回やはり除雪委託料というか委託費というものの軽減、もしくはやはりスピーディーな作業をし、安心・安全の生活道路にするということがねらいでございますので、本案の慎重なご審議を宜しくお願い致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 詳しいことは、この後委員会の方の審査に当然なるとは思いますけれども、ただ今ふと考えたのは、じゃあ今度は産業建設協会ですか、そういうところでそういう大きな除雪とかそういうものは請け負ってやっていくものかどうか、その辺のところをこの後当然審査になりますけれども、もしできましたらお答え願います。

○議長（藤原幸作） 産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） お答えします。

現在、うちの方で除雪委託している業者さん、潟上市外、このたびの緊急出動をかけた潟上市外の業者以外は、ほとんどが潟上市建設産業協会に加盟しておりますので、その会員の皆さんと、やはりこの機械所有するにはやはり高いものですから、それから利用効率が非常に悪いということで、やはり業者さんそのメンテもかかりますので、そこら辺のことをこれから建設産業協会さんの方とよく打ち合わせして施行にあたりたいと

思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 市長の行政報告に、聞き漏らしたかもしれませんが、潟上市の担い手育成総合支援協議会を立ち上げてこの定例会に予算を計上したということですが、それはどこに載っているか後でちょっと教えていただきたいと思います。

それから除雪ロータリーの件ですけれども、まずは今年の豪雪については異常といえは異常だったわけですが、この除雪費に相当の大枚の一般費の投入をして市財政に非常に大きな影響を与えたということでもありますけれども、いまだにですね、市民の中には豪雪の対策が十分であったかどうかという声があるわけです。6億から7億、さらには雪の後日の処分ならびに道路や運動場や施設の補修といいますか、そういうことで相当のお金がかかったわけですが、他の市町村との比較をしてもですね、潟上市の異常なこの除雪費、大変市民の間から不平やいろいろなご意見があるわけです。今回初めてこの除雪車、ロータリーの購入補助やオペレーターの委託料、さらには除雪委託料が計上されたわけですが、この辺に対する取り組みについて、秋田市のある議員のお話ですと建設業会、土木工事関係の業者がこのように不景気のために2トン車や、それから除雪のバックホーンや、さらにはローダー等が非常に不足し、市街地への除雪車の入り込む台数が非常に当初から不足したという話があったんですね。そういう意味では本市が初めてこういうふうな事態になったがために対応に甘さがあったんではないかと。また、従来であれば各町村時代、各3町の時代であればですね、職員が降雪の状態によって業者に除雪のお願いといいますか、そういう指令を出すというのがですね、去年から市政が敷かれてから業者にその路線をお任せという状態のために業者がやはり経費節約等々のこと等いろいろな諸般の事情で出動体制が遅れ、結局は初期の対策が遅れた故にあのような除雪に大枚のお金をかけたのではないかという結果ではないかというふうに思うわけで、この辺のところでは我がたかが120億前後の市政の中で6億から7億、8億もの除雪費を費やしたということは非常に残念でならないわけで、このロータリー車を購入すると、その補助のために2,300万円を計上して万全の体制をとるということのようですが、このロータリー車そのものは協会の持ちで購入するわけではなくて、業者が購入したその3分の1を補助をするということだと思いますけれども、その辺のところについて私が今質問するのは、各委員会に、これは建設常任委員会の方に案件としては付託され慎重審議されると思いますけれども、この場で一応聞い

ておかなければですね、後日の建設常任委員会の報告の段階での質疑ができないということでございますので、もう少し詳しく、昨年の反省を踏まえて今後の対策をご答弁といたしますか、ご説明いただければと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） 質問が2つございましたので、まず1つめの担い手総合支援交付金でございますけれども、どこに置くかということでございますけれども、これ6款1項農業費3目の農業振興費、14ページでございます。負担金補助および交付金7万5,000円というところです。これは担い手、潟上市全体で水田農業推進対策協議会が3地区にございます。旧町単位でございますけれども。これらは現在あるものが旧町単位のものは、協議会はそのまま継続していくわけですが、やはり新年度対策になりますとそれぞれの地区というか統一したものの考え方でいかなないとなかなか格差が図れないという面もございますので、農家はすべて公平に扱います。それから情報もすべて統一というか交流していきたいということで、新しく潟上市担い手育成総合支援協議会を設立したいと、その経費でございます。

それから先ほども豪雪、今後の対策ということで、確かに18豪雪という命名、気象庁が命名する大変な大雪だったと。特に今年の豪雪は12月の積雪があのおり最深積雪を上回るという経緯がございました。特に本市全体の交通確保というか幹線道路、生活道路すべてクリアしたというか、ありましたけれども、なかなか歩道が、歩道、それから通学路が堆積場所になってしまったということで、なかなか通行というか歩行者が車道を歩くような原因が生み出されたということで、特に今、社会現象が講じまして変わってまいりまして、勤務状態がほとんど、特に福祉関係の方々、2交代、3交代、それから医療関係の方々もそうですけれども、我々午前1時に出勤かけてもやはり夕方なり夜なり出勤する方、それから帰宅する方が多いということで、非常に住民の方々の社会情勢というかそういう勤務状態も変わってきておって、従来のそのやり方ではちょっと除雪のあり方ではちょっとうまくないような感じが今回の18豪雪を踏まえて感じているところでございます。特に潟上市は今後除雪延長は相当伸びると思います。それから本市の財政状況、先ほど戸田さんも言われておりましたけれども財政状況を考えると、除雪事業に現在の水準を大幅に上回るということは、もうこれ以上かけるということは非常に困難だと思われるわけです。冬季交通の確保に向かって、先ほど申し上げましたけれ



どもやはり官民一体となった地域の方々、町内会活動というものも踏まえて、これからの災害時というか除雪体制を整えなければならないというふうに考えています。

今回、ロータリー車配備というか、従来の業者さんが、1業者さんが1路線を持つとか何路線を持つとかというような、そういう除雪体制、むしろ個々になりますと業者さんが1路線、2路線というような形になると思いますけれども、やはり6地区ぐらいに地域割をしてその中にローダー車を配備したいというふうに考えております。特に天王地区におきますと生活道路が非常に狭くて、各家々との間隔が狭いということで除雪車というか従来のロータリーなりグレーダーなりが入っていけない、もうああいいうふうな豪雪になると入っていけないということで今回の排雪指令出したわけなんですけれども、そのためにそのつど高額な除雪委託料をかけておりますと非常に困難というか、我々財政規模からいっても無理が生じると。国からせいぜい1億1,000万の補助をもらいましたけれども、なかなか財政状況には相当な影響があったということでございます。今回、建設業協会というか産業建設協会と協定を結んだわけですけれども、我々ああいいう豪雪の場合、やはり出動する場合、建設機械のみではやはり経費の負担もなるし、それから時間のむだにもなるし、なかなか整備状況が悪いという、結果的に見れば2回も3回も除雪しなければならない。それから、このたびの除雪を踏まえていきますと、業者さんも相当もうくたびれてきてあったということで、やはり時間的な省力化が望まれるということでございます。我々産業建設協会とこれからお話して、今どの業者さんを推薦してくれるかまだわかりませんが、協会との協定を結んだことによって市がどういう対応するかというふうになれば、やはりこういうものの補助しかできないんじゃないかと。ただ、これからの除雪計画を、この予算を踏まえて除雪計画を立てるわけなんですけれども、従来の除雪路線というかそういうものでなく、地域的な区割というか区域割の除雪計画を立てていきたいとそういうふうに考えております。宜しく願い致します。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） ただいま2番さんから、部長が答弁したとおりですが、その中でこの除排雪対策について市民からは不平があったと、あるいは出勤の対策に甘さがあったとこう指摘されました。決してないとは言いません。しかし、私終わってから潟上市内何10か所と地域の座談会や総会に呼ばれて、その中で総じて言えることは、今回の潟上市の除排雪は大変よくやってくれたと、こういうお褒めの言葉もあったことも事実でござ

ございます。それが証拠に魁新聞の読者の声で、秋田市の方が潟上に来たら画然と違ってあったと、こういうような読者の声もあったということを申し上げておきます。

○議長（藤原幸作） 2番、よろしいですか。

ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 12ページの障害者福祉費のことについて伺います。

先ほどの説明では障害者自立支援法に伴ういろいろな処置ということをおっしゃいましたけれども、その中の19節負担金補助および交付金の中で日中一時支援事業費補助金というのがありますが、この具体的な中身は何なのかと、なぜこういうふうな額になるのか、そのことが1つと。

それから23節の償還金利子および割引料の中で、いろいろ書かれておりますが5つほど、全部これ返還金というふうになっていきますね。この額もやはりかなり大きな額なんですけれども、なぜこういうふうになるのかということをお聞きしたいと思いますので宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 児玉課長。

○社会福祉課長（児玉俊幸） 藤原議員にお答えを致します。

1点めの日中一時支援事業費補助金のことでございますけれども、これにつきましては今現在ですけれども養護学校の生徒の放課後生活支援事業というものが行われております。これにつきましては、この10月から自立支援法の関係で地域生活支援事業というものが10月から自立支援法の中で施行されるということで、今まで県の方が事業主体であったものが今度市町村で行うということで、この部分にかかわるものでございます。これにつきましては、現在みどり学園の方に入所している方、現在9名おりますけれども、その中の6人が潟上市の子供ということでございまして、その子供たちの分にかかわるものでございます。それから、それに伴いまして宿泊を伴わない日中ショート分というのもございます。これが短期入所の分で、これにつきましては30人分にかかわるものというものが日中一時支援事業費の補助金にかかわるものでございます。

それから23節の償還金利子および割引料につきましては、これは17年度の、先ほど助役の方からも話されたとおり過年度分ということで17年度の精算に伴うものでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第75号については、各常任委員会にかかわる各所管の事項について付託します。

【日程第12、議案第76号 平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第76号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第76号について当局より大綱説明を求めます。鑑 助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第76号についてご説明致します。

議案書の20ページになりますが、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の（案）についてでございます。別冊のとおりでございます。平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元の別冊、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページお開き願いたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,448万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,950万円とするものでございます。

それで内容についてでございますが、主なものについて申し上げます。歳出の中でご説明申し上げたいと思いますので、宜しく願い申し上げます。ページ数につきましては10ページでございます。

10ページの上段に掲載されております3款老人保健拠出金1項老人保健拠出金1目の老人保健医療費拠出金を1億227万8,000円追加するものでございます。それと同じく10ページのところの下段の方ですが、5款共同事業拠出金1項共同事業拠出金4目の保健財政共同安定化事業拠出金1億7,582万3,000円、これを追加するものでございますので、このたびの国民健康保険事業特別会計補正予算の主なるものはこの2点の追加補正でございます。宜しく願い致します。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第76号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第76号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第77号 平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第77号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第77号について当局より大綱説明を求めます。鑑 助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第77号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

別冊のとおり

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元の別冊の補正予算書をお開き願いたいと思います。平成18年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,490万4,000円とするものでございます。

この中で主なものと致しまして、5ページお開き願いたいと思います。補正予算書、歳入の主なところをご説明致します。

5ページの下段の方ですが、2款業務費1項業務費1目の業務費18万2,000円の追加の中で、11節の需用費、消耗品費34万6,000円を追加するものでございます。この34万6,000円につきましては、落雷による復旧用消耗品を追加するものでございまして、これについては歳入として4ページ、1回戻っていただきますが4ページの5款諸収入1目の雑入で災害共済金として保険金として入ってくるものでございます。

以上がこのたびの有線放送特別会計の主な補正の内容でございますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第77号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第77号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第78号 平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について】

○議長(藤原幸作) 日程第14、議案第78号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第78号について当局より大綱説明を求めます。鑑 助役。

○助役(鑑 利行) ただいま上程されました議案第78号の平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について

別冊のとおり

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に特別会計補正予算書を配布してございますが、別冊の1ページをお開き願いたいと思います。

平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、そのうちの第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,771万8,000円とするものでございます。

これにつきましては、歳出のところ4ページで説明申し上げます。

1款の農業集落排水費1目の施設管理費として45万円を追加してございます。この45万円の修繕料でございますけれども、これにつきましては豊川地区処理場にかかわる修繕料でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(藤原幸作) これで説明を終わります。

これより議案第78号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第78号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第79号 平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2

号) (案) について】

○議長 (藤原幸作) 日程第15、議案第79号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (案) についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第79号について当局より大綱説明を求めます。鑑 助役。

○助役 (鑑 利行) ただいま上程されました議案第79号の平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (案) について

別冊のとおり

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に別冊で補正予算書を配布してございます。平成18年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (第2号) の (案) でございます。1ページをお開き願いたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,650万8,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正でございます。

続きまして内容については、主なものと致しましては歳出でご説明申し上げたいと存じます。ページ数にして8ページになります。

この中で1款下水道費2項事業費1目の公共下水道事業費については増減額がございませんが、これは委託料および補償費から工事請負費の予算の組み替えでございます。

2目の特定環境保全公共下水道費も全く考え方は同じでございます。補助分の委託料と補償費を減額して工事費を、款の工事費を延長するというものでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 (藤原幸作) これで説明を終わります。

これより議案第79号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第79号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第80号 平成18年度潟上市水道事業会計補正予算 (第2号) (案) について】

○議長 (藤原幸作) 日程第16、議案第80号、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算

(案) についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第80号について当局より大綱説明を求めます。 鑑 助役。

○助役（鑑 利行） ただいま上程されました議案第80号についてご説明致します。

この議案につきましては、平成18年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

別冊のとおり

平成18年9月6日提出 潟上市長 石川光男でございます。

お手元に平成18年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）の（第2号）を別冊として配布してございます。その中の1ページでございます。

1ページの経常的収入および支出の経常的支出につきましては、このたび補正予算で2,305万2,000円の追加するものでございます。

それから第3条のところでございますが、資本的収入の関係、収入および支出のところでございます。支出のところページ数2ページになりますが、補正予算額が1,648万5,000円の追加するものでございます。

それで、このたびの補正の主なものと致しましては、6ページをお開き願いたいと思います。

6ページの一番下の方になりますが、1款1項資本的支出の中の6目の調査費で、節も調査費になってございますが、補正予算額が1,575万9,000円、これは潟上市水道事業基本計画の策定業務委託料としてこのたび追加補正するものでございますので、宜しくお願ひ申し上げたいと存じます。

このたびの水道会計の主な予算はただいま説明申し上げたとおりでございますので、宜しくご審議願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第80号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 今説明のありました調査費ですけれども、これにかかわる面積等ですね、範囲がどのぐらいになるものか簡単にひとつお答え願います。

○議長（藤原幸作） 伊藤産業建設部長。

○産業建設部長（伊藤賢志） お答えします。

基本計画策定委託料なんですけれども、今計画給水人口3万6,000を見越しております。この調査なんですけれども、まず今年度やる事業としては井戸2か所分、揚水試験やるわけなんですけれども、それから各浄水場、一向、二田、出戸、鶴沼、追分の各水源地の取水、導水、上水、送水、排水の施設機能診断を今年度中に行いたいと思います。全部未給水地域も含めての診断でございますので、どうか宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 20番、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第80号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第17、認定第1号 平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第30、認定第14号 平成17年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、認定第1号、平成17年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、認定第14号、平成17年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

認定第1号から認定第14号までの14議案について一括して当局より主要施策成果について説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 平成17年度の各会計の主要施策成果について説明を致します。

まず、一般会計について申し上げます。

平成17年度一般会計当初予算額は118億2,400万円で、その後、補正増額され、最終予算額は131億9,915万4,000円となりました。

歳入決算額は132億9,115万4,000円、歳出決算額は128億7,882万4,000円、歳入歳出差引額は4億1,233万円で、平成18年度への繰越財源1,116万円を差し引いた実質収支は4億117万円となりました。

歳入の主なものとしては、市税が23億1,158万3,000円で歳入全体の17.4%、地方交付税が59億9,900万6,000円で歳入全体の45.1%、国庫支出金が12億817万2,000円で歳入全体の9.1%、県支出金が6億3,957万5,000円で歳入全体の4.8%、市債が9億1,950万円で歳入全体の6.9%となりました。



国庫支出金では、市になったことに伴い生活保護費関係で4億391万4,000円、児童福祉関係で7,651万9,000円がありました。また、豪雪による除排雪対策経費のため1億1,750万円、合併によるサービスの統一や各種計画の策定、道路台帳整備など市民の一体性を速やかに構築するための事業に対する合併市町村補助金として2億685万円があったことなどから、前年度比5億845万5,000円、72.7%の増となりました。

県支出金は、合併市町村特例交付金が1億2,000万円あったものの、市になったことにより社会福祉関係事業で県負担がなくなったことや前年度で終了した事業のあったことなどから、前年度比8,279万円、11.5%の減となりました。

市債は、合併に伴う電算統合、地域イントラネット整備事業の減や減税補てん債、借換債などの減により前年度比10億7,550万円、53.9%の大幅な減となりました。

歳出の主なものでは、人件費が26億5,701万4,000円、公債費が17億6,385万円となりました。また、投資的経費については前年度の合併に伴う事業が終了したことなどにより、8億1,994万6,000円と大幅に減少しました。

平成17年度一般会計の決算状況は、総括、歳入歳出と表のとおりでございますが、歳出の構成比については、人件費が20.6%、公債費が13.7%、投資的経費が6.4%となっています。

次のページをお開き願いたいと思います。市税の収納状況については下表のとおりでございます。

雇用情勢の悪化や自営業者の経営不振が引き続いており、依然として市税の収納は厳しい状況にあります。納付指導による分割納付の増加および不動産差し押さえの強化により、現年度分の収入率はわずかながら増加しています。また、滞納繰越分の収入率についても同様の収納体制の強化により2.86%の増となっています。著しい所得の減少から新たに滞納する者や長期間滞納する者も増加してきており、全体の収入率としては年々低下の傾向にありましたが、ようやく収入率の増加傾向がみられてきています。なお、今年度の不納欠損処理は1,260万8,185円でした。

今後も納税の秩序を維持し、税の公平を貫くため財産調査と滞納処分を強化するとともに、生活困窮者には滞納処分の執行停止等の処理を適切に行い、滞納者の減少に努めていきます。

主要施策の状況については、主な事業の内容は次のとおりであります。

天王小学校整備事業として2億885万6,000円で、老朽化した校舎の大規模改修と地震

補強工事を実施しました。また、地域コミュニティの拠点整備として下虻川分館改築事業を3,130万4,000円で、飯塚児童館改築事業を3,011万8,000円で実施しました。市道の新設改良事業としては5,104万9,000円で6路線を整備しました。

国の合併市町村補助金を活用した事業では、潟上市総合発展計画の策定をはじめとする各種計画の策定を1,708万2,000円で、道路台帳の整備を3,108万4,000円で、飯田川地区集会所、下虻川分館、飯塚児童館整備を6,142万2,000円で、義務教育環境の整備を1,917万2,000円で実施するなど、総額では2億855万円となりました。

県の合併市町村特例交付金を活用した事業では、電算システム改修4,200万円や鞍掛沼スカイタワー改修1,514万5,000円、出戸浜駅トイレ建設451万5,000円等、総額で1億2,051万5,000円となりました。

豪雪対策事業では、除排雪経費が委託料6億3,162万1,000円など、総額で6億5,122万2,000円、市有15施設の災害復旧費として380万4,000円となりました。

また、台風14号にかかわる災害対策事業としては、市有5施設で271万9,000円となりました。

このほかの各分野にわたる主な事業は、次に掲げるとおりでございます。

29ページをお開き願いたいと思います。

国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成17年度の国民健康保険事業特別会計当初予算額は30億3,383万4,000円で、その後、補正増額され、最終予算額は34億1,155万8,000円となりました。

歳入決算額は34億2,876万円、歳出決算額は33億718万4,000円、実質収支は1億2,157万6,000円となりました。基金の額は1億6,010万円であります。

歳入の主なものとしては、保険税が8億5,761万4,000円で歳入全体の25.0%、国庫支出金が12億1,887万5,000円で歳入全体の35.3%、療養給付費等交付金が5億9,877万円で歳入全体の17.5%、県支出金が1億2,862万9,000円で歳入全体の3.7%、繰入金が2億5,724万1,000円で歳入全体の7.5%となりました。

歳出の主なものとしては、保険給付費が総額22億2,678万1,000円です。内訳としては、一般被保険者分が15億5,877万円、退職被保険者分が6億5,997万円でした。疾病治療のため療養の給付を行ったほか、出産に際しましては出産育児一時金2,010万円を、死亡に際したは葬祭費1,128万円を支給しました。保険事業では615万6,000円のうち、人間ドックを82人分、428万3,000円で実施し、被保険者の健康意識の高揚に努めるとともに、

疾病の早期発見、早期治療に努めました。また、老人医療費拠出金が7億4,494万5,000円、介護納付金が2億178万9,000円となりました。

加入者および医療費の状況としては、対前年比で世帯数が107世帯の増、被保険者数が53人の増となりました。医療費の状況は、一般被保険者分が1人当たり医療26万5,005円で、対前年比2万9,941円の増、退職被保険者分が37万660円で、対前年比5,247円の増であります。加入者の状況、年平均世帯数、保険者の状況、医療費の状況、退職被保険者分、老人医療対象分は下表のとおりとなっております。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

平成17年度老人保健特別会計当初予算額は37億6,149万1,000円で、その後、補正増額され、最終予算額は38億3,309万3,000円となりました。

歳入決算額は34億9,604万9,000円、歳出決算額は35億3,292万6,000円、実質収支額は3,687万7,000円の赤字となりました。この不足分については、平成18年度同会計を補正し、繰上充用しました。

歳入の主なものとしては、支払基金交付金が19億4,846万3,000円で歳入全体の55.7%、国庫支出金が9億6,130万2,000円で歳入全体の27.5%、県支出金が2億4,314万2,000円で歳入全体の7.0%、一般会計繰入金が2億6,759万円で歳入全体の7.7%となりました。

歳出の主なものとしては、医療諸費が34億6,132万3,000円で歳出全体の98.0%となりました。対象者の状況、老人医療給付費の状況は下表のとおりとなっております。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成17年度介護保険事業特別会計当初予算額は20億9,796万4,000円で、その後、補正減額され、最終予算額は20億6,521万2,000円となりました。

歳入決算額は20億6,772万2,000円、歳出決算額は20億1,103万円、実質収支額は5,669万2,000円となりました。

歳入の主なものとしては、保険料が3億7,492万1,000円で歳入全体の18.1%、国庫支出金が4億9,772万9,000円で歳入全体の24.1%、支払基金交付金が6億166万9,000円で歳入全体の29.1%、県支出金が2億4,648万5,000円で歳入全体の11.9%、繰入金が2億9,394万円で歳入全体の14.5%となりました。

歳出の主なものとしては、保険給付費が18億8,836万8,000円で歳出全体の93.9%、総務費が4,960万9,000円で歳出全体の2.5%、基金積立金が3,062万9,000円で歳出全体の1.5%となりました。

保険給付費の内訳としましては、介護サービス等諸費が18億2,146万4,000円で保険給付費全体の96.5%、支援サービス等諸費が1,777万円で保険給付費全体の0.9%、また、介護保険法の改正に伴い平成17年10月1日以降、施設サービス費の居住費、食費が保険給付の対象外となったことにより、低所得者の利用者負担軽減措置として新たに創設された特定入所者介護サービス費が3,126万8,000円で保険給付費全体の1.7%となりました。加入者の状況、保険料の状況、サービス事業者の状況、介護サービス事業費の状況等は下表のとおりとなっております。

次に、有線放送事業特別会計について申し上げます。

平成17年度有線放送事業特別会計の当初予算額は4,913万円で、その後、補正増額され、最終予算額は1億4,592万3,000円となりました。歳入決算額は1億4,540万7,000円、歳出決算額は1億4,498万9,000円で、実質収支は41万8,000円となりました。

歳入の主なものとしては、使用料および手数料が1,806万6,000円で歳入全体の12.4%、一般会計繰入金が3,069万円で歳入全体の21.1%、落雷災害復旧のための災害保険共済金等の諸収入が9,566万9,000円で歳入全体の65.8%となりました。

歳出の主なものとしては、11月11日の落雷災害復旧事業が9,576万円、落雷対策のための高圧避雷器取付工事が129万6,000円です。加入者の状況、使用料および手数料、放送時間帯、録音案内設備等については次のとおりであります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

平成17年度農業集落排水事業特別会計当初予算額は1億2,460万9,000円で、その後、29万9,000円補正増額され、最終予算額は1億2,490万8,000円となりました。

歳入決算額は1億2,542万円、歳出決算額は1億2,125万7,000円で、実質収支は416万3,000円となりました。

歳入の主なものとしては、一般会計からの繰入金7,830万2,000円で歳入全体の62.4%、農業集落排水施設使用料2,027万4,000円で16.2%、受益者分担金が1,421万円で11.3%となりました。

平成17年度末の加入戸数は699戸となっております。集落排水事業整備の状況等は下表のとおりとなっております。

下水道事業特別会計について申し上げます。

平成17年度下水道事業特別会計当初予算額は16億6,381万4,000円で、その後、5,529万7,000円補正増額され、最終予算額は17億1,911万1,000円となりました。

歳入決算額は17億1,650万5,000円、歳出決算額は16億9,647万4,000円、歳入歳出差引額は2,003万1,000円で、平成18年度への繰越財源9万3,000円を差し引いた実質収支は1,993万8,000円となりました。

歳入の主なものとしては、一般会計からの繰入金7億5,875万3,000円で歳入全体の44.2%、下水道事業債が4億240万円で23.5%、下水道使用料が2億9,470万2,000円で17.2%となりました。

歳出では、公共下水道事業費として1億2,260万円で、管渠1,388メートル、汚水柵46箇所、特定環境保全公共事業費として3億7,110万円で、管渠4,957メートル、汚水柵217か所、マンホールポンプ1か所を施工しました。

平成17年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で979ヘクタール、下水道加入戸数は6,258戸となっています。下水道整備事業の整備状況は下表のとおりとなっております。

合併処理浄化槽事業特別会計について申し上げます。

平成17年度合併処理浄化槽事業特別会計当初予算額は2,006万9,000円で、その後、1,387万2,000円補正増額され、最終予算額は3,394万1,000円となりました。

歳入決算額は3,396万2,000円、歳出決算額は3,336万5,000円で、実質収支は59万7,000円となりました。

歳入の主なものとしては、合併処理浄化槽事業債が1,840万円で歳入全体の54.2%、国庫支出金が1,083万6,000円で31.9%となりました。

歳出では、合併処理浄化槽推進事業費3,251万3,000円で、浄化槽を39基設置しております。合併処理浄化槽事業整備の状況は下表のとおりとなっております。

次に、豊川財産区特別会計について申し上げます。

平成17年度豊川財産区特別会計当初予算額は40万2,000円で、その後、補正増額され、最終予算額は330万5,000円となりました。

歳入決算額は329万9,000円、歳出決算額は299万6,000円、実質収支は30万3,000円となりました。

歳入の主なものとしては、財産収入が259万8,000円で歳入全体の78.8%、繰越金が60万8,000円で歳入全体の18.4%となりました。

財産収入には東北電力の線下（立木）補償で259万6,000円がありました。

歳出の主なものとしては、財政調整基金積立金290万3,000円となりました。

次に、下虻川財産区特別会計について申し上げます。

平成17年度下虻川財産区特別会計当初予算額は58万6,000円で、その後、補正増額され、最終予算額は513万2,000円となりました。

歳入決算額は530万7,000円、歳出決算額は479万2,000円で、実質収支は51万5,000円となりました。

歳入の主なものは、繰越金が500万6,000円で、歳出の主なものは、財政調整基金積立金が381万1,000円であります。

次に、和田妹川財産区特別会計について申し上げます。

平成17年度和田妹川財産区特別会計予算当初予算額は51万8,000円で、その後、補正増額され、最終予算額は444万8,000円となりました。

歳入決算額は459万3,000円、歳出決算額は432万9,000円で、実質収支は26万4,000円となりました。

歳入の主なものは、繰越金が425万9,000円で、歳出の主なものは、財政調整基金積立金が393万円であります。

次に、飯塚財産区特別会計について申し上げます。

平成17年度飯塚財産区特別会計当初予算額は52万円で、その後、補正増額され、最終予算額は353万4,000円となりました。

歳入決算額は379万円、歳出決算額は329万2,000円で、実質収支は49万8,000円となりました。

歳入の主なものは、繰越金が306万6,000円で、歳出の主なものは、財政調整基金積立金が301万4,000円であります。

最後に土地取得事業特別会計について申し上げます。

平成17年度土地取得事業特別会計当初予算額は2,842万2,000円で、その後、補正減額され、最終予算額は2,717万1,000円となりました。

歳入決算額は2,750万4,000円、歳出決算額は2,716万9,000円で、実質収支は33万5,000円となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金で2,614万3,000円で歳入全体の95.1%となりました。

歳出の主なものは、土地開発公社償還金が2,433万8,000円、公債費が283万1,000円となりました。

以上が平成17年度13会計の主要施策の説明であります。宜しくご審議をお願いします。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより代表監査委員より平成17年度潟上市一般会計、特別会計および水道事業会計歳入歳出決算書の決算審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成17年度の各会計の決算を審査致しましたので、委員を代表致しましてご報告させていただきます。

はじめに潟上市一般会計決算と、12ございます特別会計決算および実質収支に関する調書等の審査についてであります。審査は7月26日から8月22日の期間、潟上市役所の3庁舎にて実施致しました。

審査にあたりましては、各課等から提出された資料をもとに関係職員の出席を求め説明を受け、その所管責任にかかわる関係帳簿および証書類と照合するとともに、例月出納検査、定期監査の結果も参考に実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して策定され、かつそれらの計数は正確であると認められました。また、決算の内容および予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。運用基金につきましては、設置の目的に沿って運用され、計数も正確であると認められました。また、実質収支に関する調書および財産に関する調書については、調書に記載されている事項はそれぞれ適正に表示されているものと認められました。

むすびと致しまして、今後も国の施策、情勢に注目し、歳入では自主財源の根源をなす市税の安定的確保、歳出では行政改革大綱に基づく行政運営の確立を目指しての改革を着実に推し進めていただきたい。事務的には、今後、整備・調整の必要なものが散見されました。旧3町時代の前例や実績にとらわれることなく、市民生活にとって真に必要なものは何であるかを常に念頭に置き、事務事業にあたられるよう要望致します。

限られた財源ではありますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう、さらに合併のメリットを最大限に生かしたまちづくりを期待致します。

続きまして、平成17年度潟上市水道事業会計決算の審査についてであります。審査は6月28日・29日の2日間、潟上市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書および附属明細書は、関係法令に

準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績および当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

総括的意見と致しまして、特に天王地区での料金収納率の低迷等による給水収益の減少が今後の経営を悪化されることも予想されます。未収金の回収には、さらなる努力を期待致します。

また、天王地区と昭和・飯田川地区での施設整備レベルやさまざまな給水サービスの不均衡解消に向けた整備計画とか資金計画を、後年度負担が過重とならないよう考慮しながら策定することも今後の課題として挙げられます。

企業会計を採用している以上は、より経済的、効率的な事業運営を行い、安定した財政状況を保持するとともに、引き続き安全で良質な水の供給に向け努力されますよう要望致します。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（藤原幸作） これでは渡邊代表監査委員の決算審査報告を終わります。

これより認定第1号から認定第14号までの大綱について一括質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（西村 武） 市税についてですけれども、先ほどの説明でもよくわかりますけれども、まず不納欠損処理は1,260万8,000円何がしですけれども、これらのことにつきましては滞納者の減少に努めるところとなっております。

そこで収入未済額2億3,793万9,000円ですけれども、これ前年比ですけれども1,665万2,228円の7.5%の増となっております。そこで天王地区では納税組合ですね、納税組合があるわけですけれども、個人情報保護法等もありましてなかなかその機能が果たせないというような現状であると聞かされておりますけれども、この納税組合の今後の役割ですか、そういうものについてはどのようなお考えをもっておられるのか、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 総務部長。

○総務部長（大越 宏） 西村議員にお答えを申し上げます。

納税組合につきましては、3町、旧3町それぞれ形態が違っております。この納税組合につきましても天王地区はそれぞれ納税組合としてあるわけでありまして、昭和・飯田川地区については町内会に属しているという形態になっております。天王地区においても、平成20年度でそれを潟上市全体の組合の方式に統一をすることで今



作業を進めているところでございます。今現在ある天王地区の納税組合につきましては、先ほど西村議員さんがおっしゃいましたように個人情報に関係もございまして、各納税者の納税額やら未納額やらそれを通知することは不可能でございます。したがって、今後はその納税組合の活動と致しましては、納税の促進、啓蒙、それらを重点的に活動をしていただきたいということになってございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 20番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、認定第1号から日程第30、認定第14号までを各常任委員会にかかわる所管の事項について付託します。

【日程第31、陳情第14号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情 および 日程第32、陳情第15号 豊川小学校改築の早期着工・竣工を求める陳情書】

○議長（藤原幸作） 日程第31、陳情第14号から日程第32、陳情第15号を議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第14号から陳情第15については、9月4日の議会運営委員会においてお手元に配布の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号から陳情第15号については各常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。

なお、11日月曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

---

午後 2時51分 散会

